小田原フットサルアカデミー会則

第1条(名称)

本会は、小田原フットサルアカデミーと称する。

略称は、FAO (Futsal Academy of ODAWARA) と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は、神奈川県小田原市におくものとする。

第3条(目的)

本会は、湘南ベルマーレフットサルクラブが小田原市民に愛され、誇りとされる世界一のクラブチームとなるように継続的な支援活動を展開し、併せて湘南ベルマーレフットサルクラブを媒介に、小田原市を中心とした湘南ベルマーレのホームタウンにおけるフットサルの健全な発展とスポーツ振興をはかることを目的とする。

第4条(事業)

- (1) 湘南ベルマーレフットサルクラブの活動に関する支援活動事業 (本会の決算時における純益から強化資金をフットサルクラブに寄付する。)
- (2) 湘南ベルマーレフットサルクラブの活動の広報・宣伝に関する事業
- (3) 会員相互の親睦をはかる事業
- (4) 小田原市におけるフットサルの振興に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条(会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する法人、団体若しくは個人とする。

第6条 (入会及び脱会)

- (1)会員は、所定の会費を納入し入会することが出来る。
- (2) 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
- (3) 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。

第7条(役員)

本会に次の役員をおく。

 会長
 1
 名
 副会長
 若干名

 理事
 若干名
 監事
 2
 名

第8条(名誉会長及び顧問)

本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。名誉会長及び顧問は、会長が推薦する。 第9条(役員の選出)

- (1)会長は、理事会の互選とする。
- (2) 副会長は、会長が選任する。
- (3) 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 幹事は会長が選任する者若干名と理事会より選任する者若干名で構成する。
- (5) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条(役員の任務)

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときには、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (2) 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
- (3) 幹事は、幹事会を構成し会務を処理する。
- (4) 監事は、事業及び会計を監査する。

第11条(会議)

- (1)会議は、総会・理事会及び幹事会とする。
- (2)総会は年1回、会長が招集し、理事及び監事の選出を行い、収支及び事業報告を行う。
- (3) 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。
- (4) 理事会は、年4回定期または臨時に開催し、事業計画・予算及び決算その他重要事項を議決する。
- (5) 総会及び理事会の議長は会長が務める。
- (6) 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、事業運営に関する事項及び理事会に附議すべき事項を議決する。

第12条(会計)

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年4月1日に 始まり、翌年3月31日までとする。

第13条(会費)

- (1) 会費は、年額一口 壱萬円とする。
- (2)複数口の加入を妨げない。
- (3) 脱会時の会費の返還は行わない。

第14条(会員特典)

- (1) 湘南ベルマーレフットサルクラブの発行する書物、HPにて記載される。
- (2) 選手も参加するシーズンパーティに招待される。
- (3) 十口以上の会員には、ホームゲームの入場券が毎試合4枚提供される。
- (4) 五口以上の会員には、ホームゲームの入場券が毎試合2枚提供される。
- (5) 四口以下の会員には、ホームゲームの入場券が2試合2枚提供される。
 - (6) 五口以上の会員には、ホームゲーム開催時に、社交場となり、試合後には選手があいさつに訪ねる特別室を利用できる。

第15条(事務局長及び事務局次長)

- (1) 本会は、事業を円滑に遂行するため、事務局長と事務局次長をおく。
- (2) 事務局長及び事務局次長は、理事会にて選任する。

第16条(細則)

この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第17条(施行)

本会則は平成22年7月6日より実施する。